

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	大船渡市

大船渡市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	大船渡市農林水産部農林課
所在地	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
電話番号	0192-27-3111 (内線 7127)
F A X 番号	0192-44-3277
メールアドレス	ofu_nourin@city.ofunato.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下「シカ」という。）、ハクビシン、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル（以下「サル」という。）、タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ、スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ、イノシシ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	岩手県大船渡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積等	金額
シカ	稲	401a	1,953千円
	豆類	21a	26千円
	果樹	53a	213千円
	飼料作物	305a	813千円
	野菜	116a	2,343千円
	いも類	20a	221千円
	その他	283a	千円
	小計	1,199a	5,569千円
ハクビシン	稲	16a	19千円
	豆類	3a	4千円
	果樹	20a	千円
	野菜	62a	1,976千円
	その他	2a	千円
	小計	103a	1,999千円
ツキノワグマ	野菜	1a	1千円
	その他	20a	千円
	小計	21a	1千円
カモシカ	野菜	4a	263千円
	いも類	1a	4千円
	その他	4a	千円
	小計	9a	267千円
サル	野菜	2a	3千円
	その他	11a	千円
	小計	13a	3千円
タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ	稲	5a	3千円
	豆類	2a	2千円
	野菜	20a	256千円
	いも類	12a	93千円
	その他	12a	0千円
	小計	51a	354千円

スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ	稲	885a	3,924 千円
	麦類	7a	6 千円
	豆類	29a	34 千円
	果樹	37a	1,207 千円
	野菜	63a	2,531 千円
	いも類	4a	32 千円
	その他	322a	3 千円
	小計	1,347a	7,734 千円
カワウ	雑魚（ウグイ・ヤマメ）	40kg	100 千円
	鮎稚魚	100kg	280 千円
	鮭稚魚	100kg	375 千円
	小計	240kg	755 千円
イノシシ	被害報告なし		
合 計		2,743a	15,927 千円
		240kg	755 千円

(2) 被害の傾向

○シカ

生息域は、市内全体であり、農作物被害のほか、車との衝突事故の被害がある。

平成 30 年度の被害は、面積で 1,199a、金額で 5,569 千円と、前回策定時より被害は減少しているものの、未だ高い水準で推移しており、年間を通して断続的に被害が発生している。

○ハクビシン

生息域は、市内全体であり、農作物被害に加え環境被害（屋根裏等に棲みつき、糞尿で建物を汚損）が発生している。

○ツキノワグマ

シカ等に比べ、農作物被害は少ないものの、山にエサのない時期に、人里での目撃が確認されている。また、近年、民家や倉庫への侵入も散見され、人身被害も発生している。

○サル

古くから五葉山に生息していたが、近年、集落付近に出没し、農作物の被害が確認されている。また、令和元年度にはこれまで確認されていなかった地域での出没も確認され、被害拡大が懸念される。

○タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ

被害額は少額であるが、市内全域で農作物被害が発生している。

○スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ

市内全域で農作物被害や生活環境被害が発生している。

○カワウ

漁業権が設定されている河川において、内水面魚類の被害が発生している。

○イノシシ

農作物被害は確認されていないが、近隣市町村において被害が確認されていることから、今後被害が増加する可能性がある。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成 30 年度）		目標値（令和 4 年度）	
	シカ	ハクビシン	シカ	ハクビシン
被害面積（農作物）	1,199a	103a	839a	72a
被害金額（農作物）	5,569 千円	1,999 千円	3,898 千円	1,399 千円

指 標	現状値（平成 30 年度）		目標値（令和 4 年度）	
	ツキノワグマ	カモシカ	ツキノワグマ	カモシカ
被害面積（農作物）	21a	9a	0a	6a
被害金額（農作物）	1 千円	267 千円	0 千円	186 千円

指 標	現状値（平成 30 年度）		目標値（令和 4 年度）	
	サル	タヌキ、ネズミ、モグラ、キツネ、アナグマ	サル	タヌキ、キツネ、アナグマ、ネズミ、モグラ
被害面積（農作物）	13a	51a	9a	35a
被害金額（農作物）	3 千円	354 千円	2 千円	247 千円

指 標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 4 年度）
	スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ	
被害面積（農作物）	1,347a	942a
被害金額（農作物）	7,734 千円	5,413 千円
被害量（稚魚等）	240kg	168kg
被害金額（稚魚等）	755 千円	528 千円

指 標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 4 年度）
	イノシシ	
被害面積（農作物）	0a	a
被害金額（農作物）	0 千円	千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等	(1)シカ有害捕獲事業 【事業主体】大船渡市 【事業内容】 農林業被害の軽減を図るため、大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を実施してきた。	・大船渡市鳥獣被害対策実施隊員の高齢化により、担い手の確保と育成が急務となっている。 ・被害地域が拡大しているニホンザルや今後増加する可能性があるイノシシの被害を未然に防ぐために迅速な対応と

<p>に 関 す る 取 り 組 み</p>	<p>平成 28 年度 捕獲数 1,438 頭 平成 29 年度 捕獲数 1,407 頭 平成 30 年度 捕獲数 1,355 頭 令和元年度 捕獲数 1,340 頭</p> <p>(2)有害鳥獣一斉パトロール 【事業主体】大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 捕獲時の隊員同士の連携を強化し、効果的な有害捕獲を図るため、市内のパトロール及び捕獲を実施してきた。</p> <p>(3)集落ぐるみの鳥獣被害対策検討会 【事業主体】大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 地域関係者が一体となった被害対策を行うため、地域ぐるみでの検討会を実施した。</p>	<p>体制整備を実施する必要がある。</p>
<p>防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 り</p>	<p>(1)シカ等防護網普及事業 【事業主体】大船渡市 【事業内容】 シカ等による農林作物被害を軽減するため、被害を受けている市内在住農林業者に対し、防護網（1反：H=2m、W=50m）購入費用の2/3を助成し、配布している。防護網の管理については農林業者個々で対応。</p> <p>平成 29 年度 配布数 118 反 配布者数 118 人 平成 30 年度 配布数 105 反 配布者数 105 人 令和元年度 配布数 120 反 配布者数 120 名</p> <p>(2)電気柵の設置 【事業主体】 大船渡市鳥獣被害対策協議会 【事業内容】 シカ等の被害を受けている農家に対し、電気柵資材購入費を負担し、電気柵の普及を図った。</p> <p>平成 29 年度 設置延長 7,338m</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業者及び農業関係機関から、野生動物等の被害を軽減するための事業の拡大を求められている。 ・事業効果を高める侵入防止柵の設置方法の検討が必要である。

組 み	平成 30 年度 設置延長 7,910m 令和元年度 設置延長 10,150m	
--------	--	--

(5) 今後の取組方針

平成 26 年 4 月に大船渡市鳥獣被害対策実施隊を設立し、行政・住民・関係機関・団体等が、これまで以上に連携を強化し、より効果的な対策を講じていくために、従来の有害捕獲等の取り組みに加え、被害防除や生息環境管理など、地域の実情に応じた、総合的かつ効果的な被害防止対策事業に取り組み、さらなる被害防止対策の推進と普及啓発に努めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市で任命している大船渡市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲を中心に、効果的な捕獲を実施する。有害捕獲業務ではライフル銃での捕獲効果もあることから、ライフル銃の所持についても推進する。
- ・有害鳥獣の生息状況及び被害状況を把握し、捕獲等の被害対策を講ずる。
- ・地域住民に対し、野生鳥獣被害に関する情報提供を行いながら、農作物を自衛するという意識を働きかけていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2 年度 ～令和 4 年度	シカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況や被害状況等の情報収集 ・パトロールや追払いの実施 ・被害防止に関する知識・被害の向上 ・新規狩猟者への確保・育成支援 ・新たな被害防除設備の導入の検討
	ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況や被害状況等の情報収集 ・箱わなの貸与による積極的な捕獲の推進 ・新たな被害防除設備の導入の検討
	ツキノワグマ、カモシカ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ネズミ、スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況や被害状況等の情報収集 ・新たな被害防除設備の導入の検討

	サル	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況や被害状況等の情報収集 ・実施隊による追い上げ、追払いの実施 ・行動域の拡大を防ぐ方法の検討 ・新たな被害防除設備の導入の検討
--	----	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>シカは、岩手県の調査によると、五葉山地域（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市）における生息頭数が、平成 25 年 3 月末時点で 7,400～11,100 頭と推定され、早急に、生息数の減少に必要な捕獲数を確保する必要があることから、前年度の捕獲実績や農林業被害状況調査等を踏まえたうえで、岩手県の第 12 次鳥獣保護管理事業計画に基づいた捕獲目標を設定する。</p> <p>ハクビシンについては、これまでの捕獲実績と、被害状況を踏まえた上で、積極的な捕獲を推進する。</p> <p>ハクビシン以外の小動物、スズメ等の鳥類は、これまでの捕獲実績や被害状況調査を踏まえた上で、適宜捕獲に対応する。</p> <p>ツキノワグマ、カモシカ、サルについては、被害を効果的に防止するための最小限の捕獲とし、市単独では捕獲計画数を設定しない。</p> <p>イノシシの被害は確認されていないが、近年、県内で生息域を拡大しているため、被害状況を踏まえた上で、積極的な捕獲を推進する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
シカ	上限頭数無し		
ハクビシン	100 頭		
スズメ、カラス類	200 羽以内		
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト	50 羽以内		
ネズミ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ムクドリ、カワウ、ツキノワグマ、カモシカ、サル	設定しない		

捕獲等の取組内容
<p>○銃器及びわなによる有害捕獲の実施</p> <p>予定時期 3月～10月 場所 大船渡市内</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性</p> <p>侵入防止柵の設置、罠や銃器を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカの被害は依然として広範囲に亘り、イノシシによる被害発生も懸念される。</p> <p>また、当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息してお</p>

り、散弾銃のみの有害捕獲では至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。

射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。

<参考> 大船渡市鳥獣被害対策実施隊員 49名（令和2年4月1日現在）
うちライフル銃所持人数 25名

○取組内容

- ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃による捕獲

捕獲予定時期：4～10月、3月

捕獲予定箇所：市内一円

- ・ツキノワグマの有害捕獲

捕獲手段：ライフル銃及び箱わなによる捕獲

捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
シカ、イノシシ、ツキノワグマ等	防護網	12,000m	12,000m	12,000m
	電気柵	5,460m	6,000m	6,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	シカ等	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみによる被害防止対策の推進 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ・放置果樹の除去や追払いの花火の導入による自衛対策の強化 ・大船渡市鳥獣被害対策実施隊による巻狩りの実施 ・農業者個人による侵入防止柵の保守点検
令和3年度	シカ等	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみによる被害防止対策の推進 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ・放置果樹の除去や追払いの花火の導入による自衛対策の強化 ・大船渡市鳥獣被害対策実施隊による巻狩りの実施 ・侵入防止柵の保守点検

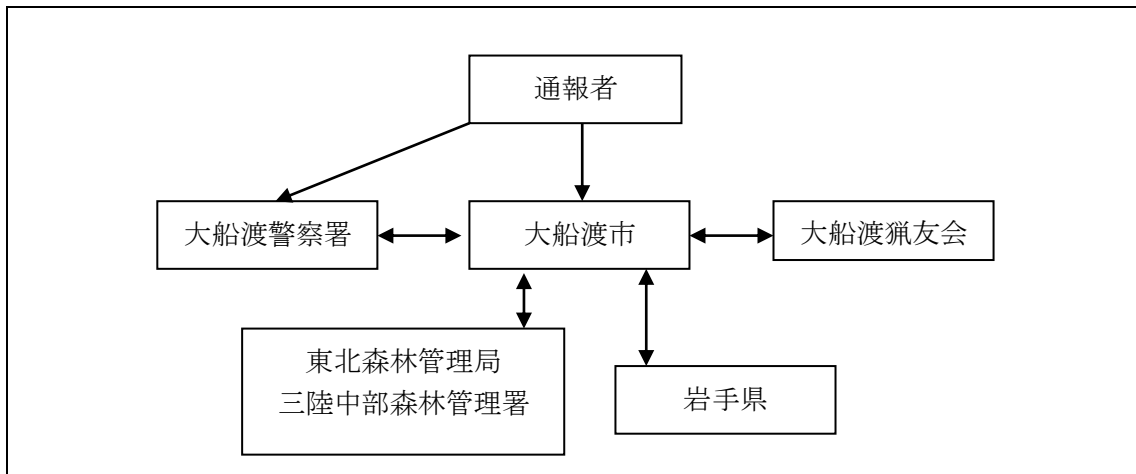
令和4年度	シカ等	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみによる被害防止対策の推進 ・被害防止に関する知識の普及啓発活動の実施 ・放置果樹の除去や追払いの花火の導入による自衛対策の強化 ・大船渡市鳥獣被害対策実施隊による巻狩りの実施 ・侵入防止柵の保守点検
-------	-----	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東北森林管理局三陸中部森林管理署	関係機関との連絡調整、注意喚起
岩手県	関係機関との連絡調整、捕獲許可
大船渡市	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許可
大船渡警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
大船渡猟友会	対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・シカ等の大型動物は、各実施隊員が捕獲現場から所定の解体場所に運搬し、解体処理後、生ゴミとしてゴミ処理施設（大船渡市環境衛生組合）に運搬し、岩手沿岸南部クリーンセンターで焼却処分する。 ・ハクビシン等の小動物や鳥類は、捕獲後速やかにゴミ処理施設（大船渡市環境衛生組合）に運搬し、岩手沿岸南部クリーンセンターで焼却処分する。 ・なお、平成20年度より、三陸ふるさと振興株式会社にシカ肉の商品開発及び加工品等の製造に係る研究開発のためのシカ肉を提供していたが、東日本大震災の影響で、原子力対策本部から県内で捕獲されたシカ肉の出荷制限の指示があり、平成24年度からシカ肉の提供を中止している。ただし、今後出荷制限が解除となった場合は、シカ肉の提供を検討することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質による野生鳥獣肉の出荷制限により、利用推進は困難。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大船渡市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役 割
大船渡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害調査の実施 ・ 被害対策事業の企画、立案、事業実施及び関係団体との連絡調整等の庶務 ・ 会計処理など
大船渡市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策に係る指導、助言 ・ 農業被害調査に係る調査協力 ・ 被害農家等に対する広報、啓発活動など
気仙地方森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策に係る指導、助言 ・ 林業被害調査に係る調査協力 ・ 被害林家等に対する広報、啓発活動など
大船渡猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣の捕獲 ・ 被害対策に係る指導、助言、協力など
三陸ふるさと振興株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策に係る指導、助言、協力など
沿岸広域振興局 大船渡保健福祉環境センター 大船渡農林振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策に係る指導、助言 ・ 農林業被害調査に係る調査協力 ・ 被害農林家等に対する広報、啓発活動 ・ 鳥獣保護管理行政に係る指導、助言など
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策に係る指導、助言 ・ 林業被害調査に係る調査協力 ・ 鳥獣保護管理行政に係る指導、助言など

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
<p>大船渡地域鳥獣被害対策支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡農林振興センター ・大船渡保健福祉環境センター ・大船渡農業改良普及センター ・大船渡市農林水産部農林課 ・陸前高田市農林水産部農林課 ・住田町産業振興課 ・大船渡 猟友会 ・高田 猟友会 ・気仙地方森林組合 ・陸前高田市森林組合 ・大船渡市農業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の生息状況や被害状況等の情報共有 ・被害対策に係る指導、助言、協力など ・被害防止対策の担い手の育成や確保の協力
<p>岩手大学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみにおける被害対策に係る指導、助言、協力など

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成 26 年 4 月設立。会員数 49 名 (R2. 4. 1 現在) 捕獲 (ニホンジカ、イノシシ、鳥類等)、追払い (ツキノワグマ、ニホンザル)、交通事故や網かかりによる個体処理対応、市内一斉パトロールの従事等</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>シカ、ハクビシン等について、他の地域個体群との生態的比較検討、効果的な捕獲方法等の情報交換など、他の被害地域との連携を強化する。</p>

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>当市の実施隊員は、高齢化や担い手不足により年々減少していることから、今後、減少傾向にあった農作物被害額が増加に転じることが懸念される。</p> <p>したがって、今後は、新たな捕獲の担い手育成を進めるなどの支援策を実施していく。</p> <p>新たな対象鳥獣の出現や出没状況の変化によって、計画が現況に適さないと判断される場合は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努めるほか、集落ぐるみの防止対策を継続して実施し、住民の自己防衛の意識の高揚を図る。</p>
